

令和5年第2回臨時会

# 鬼北町議会会議録

開会 令和5年5月17日

閉会 令和5年5月17日

鬼北町議会

## 令和5年第2回鬼北町議会臨時会

令和5年5月17日（水曜日）

### ○議事日程

令和5年5月17日午前9時00分開議

- |         |                |                                           |
|---------|----------------|-------------------------------------------|
| 日程第1    | 会議録署名議員の指名     |                                           |
| 日程第2    | 会期の決定          |                                           |
| 日程第3    | 諸般の報告          |                                           |
| 日程第4    | 承認第2号          | 町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について          |
| 日程第5    | 承認第3号          | 町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）の承認について    |
| 日程第6    | 承認第4号          | 町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認について     |
| 日程第7    | 承認第5号          | 町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について     |
| 日程第8    | 議案第42号         | 鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第9    | 議案第43号         | 財産の取得について                                 |
| 日程第10   | 議案第44号         | 財産の取得について                                 |
| 日程第11   | 議案第45号         | 財産の取得について                                 |
| 日程第12   | 発議第2号          | 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について                  |
| 追加日程第1  | 議長             | 議長の辞職許可について                               |
| 追加日程第2  | 議長             | 議長の選挙                                     |
| 追加日程第3  | 議会改革特別委員会      | 議会改革特別委員会の辞任許可について                        |
| 追加日程第4  | 副議長            | 副議長の辞職許可について                              |
| 追加日程第5  | 副議長            | 副議長の選挙                                    |
| 追加日程第6  | 議席             | 議席の指定                                     |
| 日程第13   | 常任委員会委員        | 常任委員会委員の選任について                            |
| 日程第14   | 議会運営委員会委員      | 議会運営委員会委員の選任について                          |
| 日程第15   | 宇和島地区広域事務組合    | 宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙について                    |
| 追加日程第7  | 議会改革特別委員会      | 議会改革特別委員会補欠委員の選任について                      |
| 追加日程第8  | 愛媛県後期高齢者医療広域連合 | 愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について                 |
| 追加日程第9  | 議員             | 議員の派遣について                                 |
| 追加日程第10 | 議会広報常任委員会      | 議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について                |

### ○本日の会議に付した事件

議事に同じ

### ○出席議員（11名）

1 番 坂 本 一 仁  
3 番 高 橋 聖 子  
6 番 赤 松 俊 二  
8 番 芝 照 雄  
1 0 番 松 浦 司  
1 2 番 程 内 覺

2 番 兵 頭 稔  
5 番 山 本 博 士  
7 番 松 下 純 次  
9 番 福 原 良 夫  
1 1 番 末 廣 啓

○欠席議員（1名）

4 番 中 山 定 則

○議会事務局

議会事務局長 都 浩 明 書 記 伊 藤 夏 美

○説明のため出席した者

|                 |                   |
|-----------------|-------------------|
| 町 長 兵 頭 誠 龜     | 副 町 長 井 上 建 司     |
| 企画振興課長 小 川 秀 樹  | 総務財政課長 水 野 博 光    |
| 危機管理課長 芝 達 雄    | 町民生活課長 善 家 直 邦    |
| 保健介護課長 那 須 周 造  | 環境保全課長 森 明        |
| 農 林 課 長 奥 藤 幸 利 | 森林対策室長 東 英 範      |
| 建 設 課 長 上 田 司   | 水 道 課 長 上 田 司     |
| 日吉支所長 山 本 雄 大   | 会 計 管 理 者 古 谷 忠 志 |
| 教 育 長 行 定 洋 嗣   | 教 育 課 長 谷 口 浩 司   |

○副議長（赤松俊二君）

起立願います。

礼。

○議長（芝 照雄君）

改めて、おはようございます。

ただ今から、令和5年第2回鬼北町議会臨時会を開会します。

（午前9時00分 開議）

中山定則議員から欠席する旨の届出を受けております。

町長から招集の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

改めて、おはようございます。

令和5年第2回鬼北町議会臨時会を招集いたしましたところ、ご参集いただきましてありがとうございます。

令和5年度が始まり1か月半あまりが経ちました。5月8日には、新型コロナウイルス感染症の分類が5類に引き下げられ、感染症法に基づく対策や措置が廃止されたところがあります。

コロナワクチンにつきましては、令和5年度においても、これまでどおりすべての方が自己負担なしで接種できることとなっており、5月8日から、高齢者、基礎疾患を有する方、医療従事者の方を対象にワクチン接種を開始する必要があったことから、当該予算を4月3日付けで専決処分といたしました。私も昨日、6回目のワクチンを接種をいたしました。

また、政府が3月28日に、予備費の使用を閣議決定した総額2兆2,000億円のうち、低所得者の子育て世帯に対する生活支援特別給付金について、児童1人あたり5万円を早期に支給する必要があったため、当該予算を各市町同様に早めに対策を実行することとし、4月21日付けで専決処分をしたところでございます。

本日の愛媛新聞において、子ども政策予算の特別会計予算が創設される見込みであることとのことであり、今後は経済、財政運営の骨太方針への反映される見込みであり、子ども政策全体の収支が明確化され、国の子育て支援施策がより重点化拡大されると認識いたしております。

また、本日の愛媛新聞では、JR予土線に対する愛媛県・高知県の利用促進協議会が一本化される見込みであるという記事が載せられております。愛媛・高知両県知事の前向きな考えも踏まえて今後なお一層の利活用、新たな予土線の利用価値も模索しながら活動を展開してまいりたいと考えております。

私は、昨日まで2年間愛媛県側の会長を仰せつかっておりましたが、今年度からは松野町の坂本町長が会長に就任されました。本協議会に対しましては、これまで同様のご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本日の臨時会には、専決処分に伴う条例の一部改正2件、専決処分に伴う一般会計補正

予算2件、条例の一部改正1件、財産の取得3件を提案いたしております。

以上、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます、令和5年第2回鬼北町議会臨時会の招集挨拶といたします。

○議長（芝 照雄君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付しました別紙議事日程のとおりです。

このとおり議事を進めたいと考えておりますので、各位のご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、3番、高橋聖子議員、5番、末廣啓議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

4月21日に松野町で開催されました北宇和郡町議会議員研修会について、赤松俊二副議長から研修報告を受けます。

○副議長（赤松俊二君）

それでは、北宇和郡町議会議員研修会への議員派遣について、報告をいたします。

令和5年4月21日、松野町役場庁舎において松野町議会議員7名及び鬼北町議会議員12名並びに議会事務局職員が参加し、午前中に全国町村議会議長会議事調査部参与、平野誠氏を招き、地方議会制度と議会・議員の基本についての講義を受けました。午後からは、松野町内の主要な施設を視察をいたしましたところでございます。

午前中の講義では、地方議会制度の基本に加え、議員の質疑・討論・質問・動議等の関する発言について、具体的な事例を取り上げ発言の原則について説明を受けました。

午後からの視察は、国指定重要文化財、目黒山形関係資料を展示しております目黒ふるさと館、鹿肉加工施設の森の息吹、キウイフルーツ花粉栽培事業を実施しております松野町農林公社、森林間伐材を利用して事業を展開しております森の国まきステーションと森の国ぽっぽ温泉、そして最後に虹の森公園パン工房を視察をいたしました。松野町の森の国ブランドの確立、産業おこしの現状と課題について学習することができました。

以上で、北宇和郡町議会議員研修会の議員派遣報告を終わります

○議長（芝 照雄君）

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を

求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長。

町長、教育委員会教育長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○町民生活課長（善家直邦君）

それでは、専決処分した鬼北町条例第19号鬼北町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書3ページをお開きください。

今回の改正につきましては、国の改正によるもので、規定の整備と主な改正点についてご説明をさせていただきます。別紙の新旧対照表に基づき説明いたしますので、そちらをご覧ください。左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1ページをご覧ください。

第34条の9第2項は、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除について規定したもので、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令により、地方税法施行令第48条の9の3が改正されたことに伴う規定の整備を行うものです。

1ページから3ページをご覧ください。

第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書について規定したもので給与所得者の扶養親族申告書の記載事項の簡素化が図られた項規定の新設に伴う改正と項ずれが反映されたことによる所要の規定整備を行うものです。

3ページ中ほどをご覧ください。

第38条第3項は、個人の町民税の徴収の方法等について規定したのですが、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について新たに第3項を規定するものです。

同じく3ページの第41条は、個人の町民税の納税通知書について規定したのですが、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額及び個人住民税との合算額を追加する改正等に係る整備を行うものです。

4ページをご覧ください。

第44条は、給与所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定したのですが、個

人住民税について特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税を含む旨を規定する改正に伴う整備を行うものです。

7ページをご覧ください。

第47条第2項は、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れについて、規定したのですが、市町村が徴収した個人住民税及び森林環境税に係る過誤納金については、還付を受けるべきものが当該市町村長に対し、未納徴収金等に納付納入することを委託したものとみなされると地方税法が改正されたことに伴う規定の整備を行うものです。

続いて、第47条の2は、公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収について規定したのですが、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正等が行われたことによる規定の整備を行うものです。

8ページをご覧ください。

第47条の6は、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れについて、規定したのですが、還付があった場合の普通徴収税額への繰入れの扱いについては、給与所得者に係る繰入れと同様の改正が地方税法で行われていますので、同様の改正を行うものです。

9ページから11ページをご覧ください。

第48条第1項及び10ページの第5項は、法人の町民税の申告納付について、第50条第1項及び11ページの第2項は、法人の町民税に係る不足税額の納付の手続について規定したのですが、施行規則様式の新設に伴う規定の整備を行うものです。

11ページから12ページをご覧ください。

第82条第1号エは、種別割の税率について、地方税法施行規則の改正にあわせて原動付自転車に係る3輪以上のものの規格が改正されたことによる規定の整備を行うものです。

12ページから13ページをご覧ください。

第98条は、たばこ税の申告納付の手続、13ページの第101条は、たばこ税に係る不足税額等の納付手続についてそれぞれ規定したのですが、いずれも施行規則様式の新設に伴う規定の整備であります。

附則第8条は、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例について規定したのですが、法律の改正により適用期限が延長されたことによる規定の整備であります。

14ページをご覧ください。

附則第10条は、令和3年度改正における法附則第64条を削る改正規定の施行に伴う規定の整備であります。

14ページ、附則第10条の2から17ページ附則第10条の4までは、項ずれによる改正と特例期間延長の法律改正にあわせて改正するものです。

17ページ、附則第15条の2の2は、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例を規定したのですが、不正を行った自動車メーカーを納税業者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を変更する規定の整備であります。

18ページ、附則第15条の6は、軽自動車税の環境性能割の税率の特例について規定したのですが、環境性能割の臨時的軽減措置に係る規定が削除されたことによる規定の整備であります。

附則第16条は、軽自動車税の種別割の税率の特例について規定したのですが、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について特例の期限を3年間延長することに伴う法整備と項ずれの反映による所要の整備を行うものです。

21ページ、附則第16条の2は、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例について規定したのですが、こちらは附則第16条の改正に伴う改正であります。

22ページ、附則第17条の2は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例について規定したのですが、適用期限の延長に伴う改正にあわせた規定の整備であります。

新旧対照表での説明は以上です。議案書5ページをお開きください。附則についてご説明いたします。

附則第1条、この条例は令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する、とするものです。

また、町民税、固定資産税、軽自動車税に係る経過措置も設けられておりますのでお目通しください。

以上で鬼北町条例第19号、鬼北町税条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第2号、町長の専決処分（鬼北町税条例の一部を改正する条例）の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第5、承認第3号、町長の専決処分（鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する



条例)の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第5、承認第3号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認について、専決処分の報告をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令等が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正するため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

改正した条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたします。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○町民生活課長(善家直邦君)

それでは、専決処分した鬼北町条例第20号鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明いたしますので、議案書9ページをお開きください。

今回の改正につきましては、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額及び国民健康保険税の減額の基準額の見直しを行ったものであり、主な改正点についてご説明をさせていただきます。別紙の新旧対照表に基づき説明しますので、そちらをご覧ください。左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる傍線で示すように改正するものです。

1ページをご覧ください。

第2条第3項は、国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税限度額を20万円から22万円に引き上げるものです。

第23条は、国民健康保険税の減額について規定したのですが、国民健康保険税の減額の基準について5割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を29万円に、2割減額の対象となる所得の算定において、被保険者等の数に乗すべき金額を53万5,000円に引き上げるものです。介護納付金課税限度額17万円は変更ありませんが、これらの改正により国民健康保険税の課税限度額は102万円から104万円に引き上げられます。

5ページをご覧ください。

第23条の2は、本条例第24条の2の改正に伴う規定の整備であります。

第24条の2は、国民健康保険条例参考例改正にあわせて改正するものです。

6ページ以降附則につきましては、改正後の内容に基づき規程の適正化を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。議案書の9ページにお戻りください。

附則についてご説明いたします。

附則第1項、この条例は令和5年4月1日から施行する。

附則第2項適用区分、この条例による改正後の鬼北町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。

以上で鬼北町条例第20号、鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(芝 照雄君)

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

討論なしと認めます。

これから承認第3号、町長の専決処分(鬼北町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(芝 照雄君)

異議なしと認めます。

したがって、承認第3号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第6、承認第4号、町長の専決処分(令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第1号))の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第6、承認第4号、町長の専決処分(令和5年度鬼北町一般会計補正予算(第1号))の承認について専決処分の報告をいたします。

新型コロナワクチンの特例臨時接種を、5月8日から開始する必要があるため、緊急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、ご審議の上、ご承認いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長(水野博光君)

それでは、承認第4号、一般会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

初めに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

4款1項3目、予防費、1節、報酬243万円から17節、備品購入費10万円までは、コロナワクチン接種に係る会計年度職員の人件費、医師、看護師への報償金の他、システム改修等の事務経費を計上しております。そのうち12節、予防接種委託料2,712万1,000円は、9,500人分の接種委託料でございます。5月から8月の間に65歳以上、基礎疾患がある方、医療従事者の方、9月以降に1回2回接種済みの5歳以上全ての方が対象となります。

次に歳入予算についてご説明いたしますので、5ページを開きください。

14款1項2目、衛生費国庫負担金、1節、予防費国庫負担金、2、710万円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫負担金として、ワクチン接種委託料に係る額を計上いたしております。

続きまして、14款2項3目、衛生費国庫補助金、3節、予防費国庫補助金、1、347万9,000円は、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金として、ワクチン接種に係る事務経費に係る額を計上するものであります。

20款5項1目、諸収入、1節、コロナワクチン町外接種者費用、2万1,000円は、町外の方が鬼北町内で接種を受けた場合の他市町からの負担金を計上いたしております。

次に7ページ以降の給与費明細書につきましては、コロナワクチン接種の事務にあたる会計年度職員の報酬、給料、手当を補正するものでありますので、お目通し願います。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

これから承認第4号、町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第1号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第4号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第7、承認第5号、町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、承認第5号、町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認について専決処分の報告をいたします。

緊急的な国庫補助事業、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を早期に支給する必要が生じたため、緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をしたものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたします。ご審議の上、ご承認

いただきますようお願いいたします。

○総務財政課長（水野博光君）

それでは、承認第5号、一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

初めに歳出予算から説明いたしますので、予算書6ページをお開きください。

3款1項1目、社会福祉総務費、2節、給料、マイナス31万6,000円、4節、共済費、マイナス6万円につきましては、当初予算で社会福祉総務費に計上しております会計年度職員の人件費を3款2項1目、児童福祉総務費の子育て世帯生活支援特別給付金事業に組み替えるため、減額するものであります。

次に、3款2項1目、児童福祉総務費のうち、2節、給料、31万6,000円から12節、電算システム改修委託料、44万円までは、子育て世帯生活支援特別給付金に係る会計年度職員の人件費及びシステム改修等の事務経費を計上しております。18節、子育て世帯生活支援特別給付金、525万円につきましては、対象見込人数105人かける一人5万円を計上いたしております。

次に、歳入予算についてご説明いたしますので、5ページをお開きください。

14款2項2目、民生費国庫補助金、6節、児童福祉総務費国庫補助金、627万6,000円は、子育て世帯生活支援特別給付金事業費国庫補助金として、事務費及び給付金に係る額の10分の10、100パーセントを計上いたしております。

次に、18款2項1目、財政調整基金繰入金、1節、財政調整基金とりくずしのマイナス37万6,000円につきましては、当初予算に計上しておりました会計年度職員人件費のうち、子育て世帯生活支援特別給付金に係る部分につきまして、国庫補助金が充当されることとなったため、財政調整基金のとりくずしを減額するものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから承認第5号、町長の専決処分（令和5年度鬼北町一般会計補正予算（第2号））の承認についてを採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、承認第5号は、原案のとおり承認することに決定されました。

日程第8、議案第42号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第8、議案第42号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく鬼北町持続的発展計画の策定及び所得税法等の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正する条例内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

○町民生活課長（善家直邦君）

議案の説明をいたします前に、1点訂正をお願いいたします。

議事日程の日程第8、議案第42号、「鬼北町過疎地域における固定資産税の特例措置に関する条例」という表記になっておりますが、正しくは、「特別措置に関する条例」でありますので訂正をお願いいたします。

「特例措置」を「特別措置」をお願いいたします。

それでは、鬼北町条例第21号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしますので、議案書15ページをお開きください。

この条例の一部改正は、過疎地域自立促進特別措置法に代わり制定された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく「鬼北町過疎地域持続的発展計画」に定められた内容に基づき、必要な規定の整備を行うものであります。改正の内容につきましては、別途お配りしております新旧対照表によりご説明をいたします。

1ページをご覧ください。

左の現行の欄に掲げる規定を右の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すよう改正をするものです。改正内容につきましては、第1条は、趣旨について規定したのですが、固定資産税の特別措置について定める内容を、「町内において製造の事業の用に供する設備」とするものを、鬼北町過疎地域持続的発展計画の策定に伴い、「持続的発展計画において振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備」に改めるものです。

第2条は、租税特別措置法第12条及び第45条にそれぞれ項が新設されたことにより、各条の第2項以下の項が1項ずつ繰り下がることによる規定の整備を行うものです。

新旧対照表での説明は以上です。議案書15ページにお戻りください。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行するとするものです。

以上で鬼北町条例第21号、「鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例」の説明といたします。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（芝 照雄君）

質疑に入る前に訂正をいたします。

議事進行表が「特例」になっておりましたので、私特例と申し上げましたけど、今の説明で「特別措置に関する条例の一部を改正する条例」に訂正をさせていただきます。

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第42号、鬼北町過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第43号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第9、議案第43号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町消防団が使用する消防ポンプ自動車を配備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 消防ポンプ自動車、第1分団第5部（旭町）へ配備するものであります。

2. 備品内訳 別紙のとおりです。

3. 取得金額 2,582万8,000円。

4. 契約の方法 指名競争入札。

5. 契約の相手方 愛媛県松山市桑原2丁目3番19号。有限会社愛媛芝浦ポンプ商会。代表取締役、松井信治であります。

なお、詳細につきましては、議案書17、18ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。ご審議の程、よろしく願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

番号1番、消防ポンプ自動車ということで、使用年数が25年となっておりますが、この車両について買い替えるとなっておりますけど、この車両をまたどっかへ配置するとかいうのは考えたんでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

危機管理課長が説明をいたします。

○危機管理課長（芝 達雄君）

ただ今質問のありました、更新に対して、古いポンプ自動車はどうするかという点についてですが、積載車も同じですけれど、一応もう経年劣化ということで更新を行いますので、今後再利用とかいうようなことはしておりません。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了解ですか。

○2番（兵頭 稔君）

了解です。

○議長（芝 照雄君）

その他、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号、財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第44号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第10、議案第44号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立広見中学校で使用する備品を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 鬼北町立広見中学校、備品。
2. 備品内訳 別紙のとおりでございます。
3. 取得金額 1,676万4,000円。
4. 契約の方法 指名競争入札。
5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市保田甲1343番地1。アカマツ株式会社、宇和島営業所。所長、河添伸頭であります。

なお、詳細につきましては、議案書20ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番（兵頭 稔君）

全部新しくなるということなのですが、中学校の生徒の机というのは、どうなっておるのでしょうか。

○議長（芝 照雄君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁をいたします。

○教育課長（谷口浩司君）

机につきましては、新入生になった場合について、木造の木で作った木製の机と椅子を新しく与えておりまして、修繕する場合がございますので、それを古くなったものは、修繕をして活用しております。

以上でございます。

○議長（芝 照雄君）

よろしいですか。

○2番（兵頭 稔君）

この中に予算は含まれてないということですね。

○町長（兵頭誠亀君）

含まれておりません。

○2番（兵頭 稔君）

新しく学校が変わるということは、今まで使ってた職員の机とか、テーブルとかロッカーとか色々あると思うんですが、その処分はどういうふうにするか教えていただきたいと思います。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（谷口浩司君）



活用できるものがまだございますので、それについては、広見中学校以外の学校のご希望を聞いてですね、活用できるものは活用するようにしております。

それと、教育委員会で、活用できる、例えば、椅子等がございますので、そういったものは教育委員会の方で使うようにしております。

あと、活用できない分につきましては廃棄処分とする予定としております。

以上です。

○議長（芝 照雄君）

兵頭議員、了承ですか。

兵頭議員、4回目ですが、議長から許可をします。

○2番（兵頭 稔君）

処分の費用についてはこの中に入っていないということによろしいですね。

○町長（兵頭誠亀君）

教育課長が答弁いたします。

○教育課長（谷口浩司君）

財産の購入の予算でございますので、処分費用は入ってございません。

○議長（芝 照雄君）

その他、質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号、財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第45号、財産の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第45号、財産の取得について、提案理由の説明をいたします。

鬼北町立広見中学校普通教室棟で使用する家具を整備するため、財産を取得したいので、鬼北町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

1. 財産の種類 鬼北町立広見中学校普通教室棟、家具。

2. 備品内訳 別紙のとおりでございます。
3. 取得金額 6, 5 1 2 万円。
4. 契約の方法 指名競争入札。
5. 契約の相手方 愛媛県宇和島市和霊町 1 9 2 9 番地 2。愛媛物産株式会社、南予営業所。所長、一ノ本主税であります。

なお、詳細につきましては、議案書 2 2 ページ及び事前にお配りしております資料をご覧ください。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第 4 5 号、財産の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 5 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2、発議第 2 号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、松浦司議員から提案理由の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（松浦 司君）

議会運営委員会委員長の松浦です。

発議第 2 号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明を行ないます。

鬼北町議会委員会条例第 2 条に規定する常任委員会に議会広報常任委員会を新たに新設するため、条例の一部を改正するものです。提出者は、議会運営委員会です。

改正内容について説明をいたします。新旧対照表をご覧ください。

現行の鬼北町議会委員会条例第 2 条に下線部分を追加する改正です。

改正文を朗読いたします。

鬼北町議会委員会条例（平成 1 7 年鬼北町条例第 1 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

第 4 号、議会広報常任委員会、4 人。

議会だよりの編集及び発行に関する事務。  
附則、この条例は、公布の日から施行する。  
以上で説明を終わります。

○議長（芝 照雄君）

説明が終わりました。  
これから、質疑を行います。  
質疑はありませんか。  
（「質疑なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

質疑なしと認めます。  
これから、討論を行います。  
討論はありませんか。  
（「討論なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

討論なしと認めます。  
これから、発議第2号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。  
本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（芝 照雄君）

異議なしと認めます。  
したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。  
ここでしばらく休憩をします。

休憩 午前 9時51分  
再開 午前10時00分

○副議長（赤松俊二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。  
議事の都合により、副議長が議長の職務を行います。  
ただ今、議長芝照雄議員から議長の辞職願が提出されました。  
お諮りします。

議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○副議長（赤松俊二君）

異議なしと認めます。  
したがって、議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。  
追加日程第1、議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、芝照雄議員の退場を求めます。

事務局長に辞職願を朗読させます。

○事務局長（都 浩明君）

辞職願、鬼北町議会副議長、赤松俊二殿。この度一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。令和5年5月17日、鬼北町議会議長、芝照雄。

以上です。

○副議長（赤松俊二君）

議長が辞職しようとするときは、鬼北町議会会議規則第98条第2項の規定により、討論を用いないでその可否を決定することになっています。

お諮りします。

芝照雄議員の議長の辞職を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（赤松俊二君）

異議なしと認めます。

したがって、芝照雄議員の議長の辞職を許可することに決定しました。

芝照雄議員の除斥を解きます。

ここで、芝照雄議員から挨拶を受けます。

○12番（芝 照雄君）

長いようで短かった2年間、議員の皆さん並びに町長以下執行部の皆さんには大変お世話になり、ありがとうございました。

この2年間振り返ってみますと、1年はコロナで何も議会活動を実施できなかったことに対しては議員の皆さんには大変申し訳なく思っております。後の1年は、ウィズコロナ、アフターコロナということで、徐々に活動の開始が容易になり、活発化を見せておりますが、私の後、新議長の下皆さんと一緒にまた議会活動に参加させていただきたいと考えております。

最後になりますが、鬼北町議会並びに鬼北町の益々のご繁栄と町民の皆さんのご健勝、ご多幸をご祈念を申し上げ、退任の挨拶に代えさせていただきます。

2年間ありがとうございました。

○副議長（赤松俊二君）

ただ今、議長が欠けました。

お諮りします。

議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（赤松俊二君）

異議なしと認めます。

したがって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、11名です。

次に立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に、6番、山本博士議員、7番、松下純次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

異常なしと認めます。

ただ今から投票を行います。

念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

白票は無効とします。

記載は自席で行ってください。

1番議員から順番に投票をお願いします。

(坂本一仁議員から芝照雄議員まで順次投票)

○副議長(赤松俊二君)

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、山本博士議員、7番、松下純次議員、開票の立会いをお願いします。

(開票作業)

○副議長(赤松俊二君)

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。そのうち有効投票11票、無効投票0票。

有効投票のうち、程内覺議員10票、福原良夫議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3票です。

したがって、程内覺議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

ただ今、議員に当選されました程内覺議員が議長におられますので、本席から、鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

ここで、新議長のご挨拶を受けます。

○議長(程内 覺君)

ただ今の選挙で、議長に任命をいただきました程内覺です。

私は、皆様のご協力とお力添えをいただきながら、芝照雄前議長が尽力をいただきました議会改革を止めることなく引き続き進めてまいり、住民の皆様と開かれた議会を目指して議会活動をしてまいりたいと思います。

どうかご協力をいただきますようお願い申し上げまして、簡単ですが就任挨拶とさせていただきます。

お願いを申し上げます。

○副議長（赤松俊二君）

しばらく休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時18分

○副議長（赤松俊二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、議長程内覺議員から議会改革特別委員会委員の辞任届が提出されました。

お諮りします。

議会改革特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（赤松俊二君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会委員の辞任許可についてを日程に追加し、追加日程第3として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第3、議会改革特別委員会委員の辞任許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、程内覺議員の退場を求めます。

事務局長に辞任願を朗読させます。

○事務局長（都 浩明君）

辞任願。鬼北町議会副議長、赤松俊二殿。この度一身上の都合により議会改革特別委員会委員を辞任したいので許可されるようお願い出ます。鬼北町議会改革特別委員会委員、程内覺。令和5年5月17日。

以上です。

○副議長（赤松俊二君）

委員会委員が辞職しようとするときは、鬼北町議会委員会条例第12条第2項の規定により、議会の許可を得なければなりません。

お諮りします。

程内覺議員の特別委員会委員の辞任を許可することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（赤松俊二君）

異議なしと認めます。

したがって、程内覺議員の特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

程内覺議員の除斥を解きます。

これで、副議長の職務が終わりましたので、議長と交代します。ご協力、誠にありがとうございました。

程内覺議長、議長席へお着きください。

○議長（程内 覺君）

失礼します。

ここでしばらく休憩します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時23分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今、副議長赤松俊二議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

地方自治法第117条の規定により、赤松俊二議員の退場を求めます。

したがいまして、副議長の辞職許可についてを日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定をしました。

追加日程第4、副議長の辞職許可についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、赤松俊二議員の退場を求めまして、退場されました。

事務局長に退職願を朗読させます。

○事務局長（都 浩明君）

辞職願。鬼北町議会議長、程内覺殿。令和5年5月17日。この度一身上の都合により副議長を辞職したいので許可されるようお願い出ます。鬼北町議会副議長、赤松俊二。

以上です。

○議長（程内 覺君）

副議長が辞職しようとするときは、鬼北町議会会議規則第98条第2項の規定により、討論を行わないで許否を決定することになっています。

お諮りします。

赤松俊二議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

したがって、赤松俊二議員の副議長の辞職を許可することに決定をしました。

赤松俊二議員の除斥を解きます。

ここで、赤松俊二議員から挨拶を受けます。

○11番（赤松俊二君）

失礼します。

副議長を辞職するにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

2年間ではございましたが、副議長として務めさせていただきました。芝議長を補佐し、

指導を受けながら、有意義な2年間だったと感謝しております。今後は一議員として更なる町政発展のため尽力してまいりたいと思っております。2年間大変お世話になりました。簡単ですが、ご挨拶に代えさせていただきます。

○議長（程内 覺君）

ただ今、副議長が欠けました。

お諮りします。

副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第5として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加日程第5、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

ただ今の出席議員は、11名です。

次に、立会人を指名します。

鬼北町議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に6番、山本博士議員、7番、松下純次議員を指名します。

投票用紙を配ります。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

1番議員から投票願います。

（坂本一仁議員から芝照雄議員まで順次投票）

○議長（程内 覺君）

投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

6番、山本博士議員、7番、松下純次議員開票の立会いをお願いします。

（開票作業）

○議長（程内 覺君）

選挙の結果を報告します。

投票総数11票。そのうち有効投票11票です。以上のとおりです。

有効投票のうち、末廣啓議員11票、無効投票0票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票です。

したがって、末廣啓議員が副議長に当選されました。

議場の入口を開きます。



ただ今、副議長に当選されました末廣啓議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定による当選の告知をします。

ここで、新副議長の挨拶を受けます。

○副議長（末廣 啓君）

失礼します。

ただ今の副議長選挙において、議員各位の信任をいただき、副議長の大役を仰せつかりました末廣啓です。大変な重責であると認識をしているところであります。今後は、議長の補佐的立場をわきまえ鬼北町の更なる発展、町民の皆様のご負託に応えられるよう誠心誠意努力し、副議長の職務に取り組んでまいり所存でございます。

どうか今まで以上にご指導賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

お諮りします。

議席の指定を日程に追加し、追加日程第6として直ちに議席の指定を行うことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議席の指定を日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議席の指定を行うことに決定しました。

追加日程第6、議席の指定を行います。

議席は、鬼北町議会会議規則第4条第3項の規定により、議長において指定します。

1番を坂本一仁議員とし、11番を副議長、12番を議長とします。以下読み上げて指定します。

1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、7番、松下純次議員、8番、芝照雄議員、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員、11番、末廣啓議員、12番、程内覺議員。

以上のとおり指定します。

なお、議席の移動は後刻、休憩中に行うことにします。

日程第13、常任委員会委員の選任についてを行います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時50分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

常任委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

総務産業建設常任委員会委員に6人。1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、4番、中山定則議員、7番、松下純次議員、8番、芝照雄議員、11番、末廣啓議員。

次に、厚生文教常任委員会委員に6人。3番、高橋聖子議員、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員、12番、程内覺議員。

予算常任委員会委員に12人。1番、坂本一仁議員、2番、兵頭稔議員、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、7番、松下純次議員、8番、芝照雄議員、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員、11番、末廣啓議員、12番、程内覺議員。

休憩中に鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例が公布されました。よって、議会広報委員会委員を指名します。

委員に4名。2番、兵頭稔議員、3番、高橋聖子議員、4番、中山定則議員、10番、松浦司議員。

以上です。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、常任委員会の委員は議長指名のとおり決定しました。

常任委員会の正副委員長の選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、各常任委員会において互選することとなっておりますので、これから各常任委員会を開き、互選してください。

各常任委員会の部屋割は、総務産業建設常任委員会を、議員控室。厚生文教常任委員会を委員会室2。議会広報常任委員会を委員会室1とします。なお、常任委員会が終わったところから議員控室へお集まり願います。

しばらく休憩をします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長(程内 覺君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、各常任委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告をします。

総務産業建設常任委員会委員長に芝照雄議員、副委員長に兵頭稔議員。

厚生文教常任委員会委員長に山本博士議員、副委員長に赤松俊二議員。

予算常任委員会委員長に赤松俊二議員、副委員長に福原良夫議員。

議会広報常任委員会委員長に松浦司議員、副委員長に高橋聖子議員。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

互選されました各正副委員長は、演壇へ整列願います。

正副委員長は前へ願います。

ここで、正副委員長を代表して、芝照雄総務産業建設常任委員会委員長から就任の挨拶を受けます。

○8番（芝 照雄君）

ただ今、総務産業建設常任委員会委員長に選任されました芝照雄です。精一杯職務を遂行してまいりたいと思いますので、各議員のご協力をよろしく願います。

○議長（程内 覺君）

日程第14、議会運営委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

議会運営委員に6名。3番、高橋聖子議員、5番、山本博士議員、6番、赤松俊二議員、8番、芝照雄議員、9番、福原良夫議員、10番、松浦司議員。

以上のとおりです。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員は議長指名のとおりと決定しました。

議会運営委員会の正副委員長の選任については、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、委員会において互選することになっておりますので、これから委員会を開き互選してください。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において正副委員長の互選が行われましたので報告します。

議会運営委員会委員長に福原良夫議員、副委員長に高橋聖子議員。

以上のおおりに互選された旨の報告がありました。

互選されました正副委員長は、演壇へ整列願います。

ここで、福原良夫議会運営委員長から就任の挨拶を受けます。

○9番（福原良夫君）

失礼いたします。今回議会運営委員会の委員長として指名を受けました福原良夫です。

議会の改革また議長との諮問に関わること色々と議論し議会を前向きに進めていきたい

と思いますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（程内 覺君）

日程第15、宇和島地区広域事務組合議会議員の選挙を行います。

宇和島地区広域事務組合同規約第5条の規定により議会の議員のうちから3人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定をいたしました。

宇和島地区広域事務組合議会の議員に程内覺議員、末廣啓議員、芝照雄議員を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長において指名しました程内覺議員、末廣啓議員、芝照雄議員が当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました程内覺議員、末廣啓議員、芝照雄議員が当選されました。

ただ今、宇和島地区広域事務組合議会の議員に当選されました程内覺議員、末廣啓議員、芝照雄議員が議場におられますので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

当選された議員は演壇へ整列願います。

ここで、芝照雄議員から就任の挨拶を受けます。

○8番（芝 照雄君）

先程議長から指名をいただいた芝照雄です。

宇和島広域事務組合に出て議論をさせていただきます。この地域にも色々広域事務組合の施設がありますのでその辺しっかり目を向かわせていただいて、町民の利益になるような議会活動をしていきたいと考えますのでよろしくお願いします。

○議長（程内 覺君）

お諮りします。

私、議長が議会改革特別委員会委員を辞任しておりますので、補欠委員を選任するため議会改革特別委員会補欠委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第7として直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会補欠委員の選任についてを追加日程第7として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第7、議会改革特別委員会補欠委員の選任についてを行います。

お諮りします。

議会改革特別委員会補欠委員の選任については、鬼北町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長から指名します。

議会改革特別委員会補欠委員に1名。8番、芝照雄議員。

以上のおおりです。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議会改革特別委員会補欠委員は議長指名のおおり決定しました。

なお、私が辞任したため委員長が不在となっておりますので、鬼北町議会委員会条例第8条第2項の規定により、これから委員会を開き互選してください。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時16分

○議長（程内 覺君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中、委員会において委員長の互選が行われましたので報告をします。

議会改革特別委員会委員長に、8番、芝照雄議員。

以上のとおり、互選された旨の報告がありました。

互選されました委員長は、演壇へ整列願います。

ここで、芝照雄議会改革特別委員会委員長から就任の挨拶を受けます。

○8番（芝 照雄君）

失礼します。

ただ今、議会改革特別委員会委員長に選任をしていただきました芝照雄です。

この1年間のうちで、1番重要な委員会ではないかと考えておりますので、まずは議員の皆様のご理解、ご協力が大前提だろうと思っております。その上に、町民並びに執行部、町の職員、いろいろな方から納得していただけるような議会改革に取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご協力をよろしく願います。

○議長（程内覺君）

お諮りします。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを日程に追加し、追加日程第8として、直ちに議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙についてを追加日程第8として、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第8、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

愛媛県後期高齢者医療広域連合規約第8条第1項の規定により町長もしくは副町長または議会の議員のうちから1人を選出します。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に議長である程内覺議員を指名します。

お諮りします。

ただ今議長において指名しました程内覺議員を当選人として定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名しました程内覺議員が当選しました。

ただ今、愛媛県後期高齢者医療広域連合議会議員に私、程内覺が当選いたしましたので、本席から鬼北町議会会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

お諮りします。

議員の派遣についてを日程に追加し、追加日程第9として直ちに議題としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣についてを追加日程第9として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第9、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

議員の派遣については、お手元に配りました別紙のとおり、副議長を派遣することにしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣について、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

次にお諮りします。

ただ今可決されました議員派遣の内容について、今後変更を要するときは、その取扱いを議長に一任願いたいと思えますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（程内 覺君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の内容に変更を要するときは、その取扱いについては、議長に一任することに決定をいたしました。

お諮りします。

議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを日程に追加し、追加日程第10として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを追加日程第10として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第10、議会広報常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてを議題とします。

お手元に配付した写しのとおり、議会広報常任委員会委員長から、所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出されております。

これは、鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中も、なお引き続き調査が実施できるよう、所要の事務手続きです。

お諮りします。

議会広報常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申出のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(程内 覺君)

異議なしと認めます。

したがって、議会広報常任委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

○議長(程内 覺君)

以上で、本臨時会に付議された事件は、すべて終了しました。

町長から閉会の挨拶を受けます。

○町長(兵頭誠亀君)

長らく議長、副議長として業務を遂行されました、芝様、赤松様におかれましては、大変ご苦勞様でございました。

特に、コロナ禍の中で緊急性が高い予算措置への対応や感染防止対策、緊急経済対策、人権対策等については、可能な限りスムーズな議会運営にご協力いただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。今後も、議会運営経験者としてご支援いただきますようお願い申し上げます。

また、新しく議長に就任されました程内様、副議長の末廣様、ご就任おめでとうございます、これから先、アフターコロナ、ウィズコロナの期間として経済、社会活動を回復していく重要な時期となります。これまで以上に行政各般に渡りまして、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和5年第2回鬼北町議会臨時会に提案しておりました、専決処分に伴う条例の一部改正2件、専決処分に伴う一般会計補正予算2件、条例の一部改正1件、財産の取得3件につきまして、それぞれ慎重にご審議の上、原案のとおり承認、議決いただき、誠に



ありがとうございました。

本日、承認いただきました予算等につきまして、スピード感をもって事業に取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、今後とも引き続きご指導とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

これを持ちまして、令和5年第2回鬼北町議会臨時会の閉会挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（程内 覺君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第2回鬼北町議会臨時会を閉会します。

○副議長（末廣 啓君）

起立願います。

礼。

閉会 午前11時25分

以上会議の経過は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名する。

鬼北町議会前議長

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員 (3番)

鬼北町議会議員 (5番)